

りくじょうきょうぎ きょうぎしやちゆういじこう
陸上競技 競技者注意事項

期日:令和7年5月11日(日)

場所:万博記念競技場

1 競技規則

令和7年度の全国障害者スポーツ大会競技規則及び競技者注意事項により行う。

2 招 集

(1)招集所は、室内走路に設ける。※招集所には、役員及び選手とその介助者のみ入場可能とする。室内走路でウォーミングアップはできない。

(2)招集時間は、その競技種目の開始時刻を基準として次のとおりとする。

(3)招集の方法

①招集は、競技開始時刻の25分前から始め、競技開始時刻の15分前に完了する。その際は、競技用服装のナンバーカード(前・後)、スパイクシューズ等の確認を受け招集所で待機する。

ただし、開会式終了直後に実施するスラロームについては、上記に関わらず、招集所ではなく現地集合とする。

②招集完了時刻に遅れた競技者は、棄権したものとみなし、出場できない。ただし、別の種目に出場中の者については、この限りではない。

3 車いすの検査

招集所において、競技に使用する車いすの点検をすることがある。

4 介 助

(1)介助者、伴走者として入場する者は、あらかじめ理由を記入し申請の上、招集所で介助者用ゼッケンの貸出を受けた者に限る。(競技終了後、招集所に返却のこと。)

(2)介助者が介助できる範囲は、競技の開始までと、競技の終了後に限る。また、いかなる場合においても、競技におけるグラウンドからの応援や助言は認めない。なお、障がい区分24、25の走幅跳、投てき競技については声や音源による援助が認められるが、投てき競技は試技に入る前に限る。※競技者前方からの援助者は競技役員(審判員など)が行うこととする。

(3)伴走について

区分24のトラック競技(50mを除く)は必ず伴走者をつけなければならない。また、区分25のトラック競技(50mを含む)は、伴走者をつけることができる。ただし、伴走者の反則は競技者の反則とする。

①伴走者は声をかけるなどによって競技者に走路の指示をすることができる。

②競技者と伴走者は、スタートからフィニッシュまで、必ず非伸縮性の50cm以内の紐等を持たなければならない。

③伴走者は1人とする。ただし、フィニッシュラインの50m手前までならば1回に限り交代してもよい。

④伴走者は競技者の前方に出てはならない。フィニッシュライン上で伴走者が競技者の前方に位置した場合には、反則として競技者が失格となる。

5 競技場への入退場

(1)競技場への入退場については、すべて競技役員及び誘導補助員の誘導により行う。

(2)競技が終了した者は、誘導補助員が解散所まで誘導し、市町村役員に引き継ぎ解散する。

6 競技の服装

- (1) 競技を行うときは、競技用の服装を着用しなければならない。
- (2) 素足での競技参加は、禁止する。(革靴等、競技にふさわしくない靴の使用も禁止する。)
- (3) ナンバーカードは、主催者が交付したものを競技用服装の上衣の胸部及び背部に、ずれないようにつける。
ただし、走高跳の競技者は、競技用服装の上衣の胸部又は背部のどちらかに付けるものとする。
車いすを使用する競技者は、胸部及び背部、または車いすの背に取り付けるものとする。
- (4) 車いすで100m以上のトラック競技に出場する競技者はヘルメットを着用しなければならない。
- (5) トラック競技に出場する競技者で、写真判定を行う種目では、招集所で腰ナンバーカードを受け取り、右腰につける。ただし、車いすの競技者は、ヘルメットを使用する場合はヘルメットの右横、ヘルメットを使用しない場合は右肩につける。腰ナンバーカードは、競技の終了後、係員の指示にしたがって取り外して返却する。
- (6) 競技に使用するスパイクシューズは、陸上競技用のものとする。スパイクピンは全天候用とし、その長さは、9mmを超えてはならない。また、走高跳、ジャベリックスロー及びソフトボール投の場合は12mmを超えてはならない。

7 競技方法

- (1) トラック競技の走路順、フィールド競技の試技順は、プログラム記載順とする。トラック競技で棄権がある場合は、そのレーンをあけて実施する。
- (2) セパレートレーンで行う種目は、50m、100m、200m、400mとする。
ただし、800mでは、最初のカーブが終わるまでセパレートレーンで行う。区分26及び27では、トラック上にブレイクマーカーを置く。それ以外の区分では、トラックの両側に黄色の旗で明示する。いずれも監察員の誘導に従うこと。
- (3) 区分24の競技者は、競技エリアで光を通さないアイマスクまたはアイシェード(以下アイマスク)を装着しなければならない。また、招集所にてアイマスクの点検を行う。
- (4) 区分24の50mで使用する音源は、ハンドマイクに収納した音響とする。
- (5) 区分24・25の立幅跳、走幅跳や投てき競技は、必要に応じて競技役員及び競技補助員が方向を指示する。
- (6) 区分24・25の走幅跳の踏切エリアの長さは1mとする。
- (7) フィールド競技(走高跳を除く)の試技は3回とする。ただし、投てき競技の試技は3連投する場合がある。
- (8) 投てき競技に使用する競技用具は、主催者が用意したものを使用する。
- (9) 車いす等を固定する場合は、地面との接地面がサークル及びやり投げ助走路スターティングラインの内側から出てはならない。
- (10) 走高跳のバーの最初の高さは、1mから開始する。バーの上げ方は、状況に応じて審判長が決定する。
- (11) 立幅跳、走幅跳については、白いテープで踏切板を設定することがある。
- (12) フィールド競技の場合、練習は試技順に1回を原則とするが、競技運営の関係上、練習なしで競技を開始することがある。

8 表彰

- (1) 各競技、各組1位、2位、3位の選手にメダルを授与する。
なお、視覚障がい選手の伴走者についても、選手と同様にメダルを授与する。

9 その他

- (1) 競技場内へは、大会役員、競技役員、競技補助役員、競技補助員、誘導補助員、競技者及びあらかじめ許可された介助者、伴走者、報道関係者以外は立ち入ることができない。
- (2) ウォーミングアップは、会場外に設置しているウォーミングアップスペースを利用する。